ソーダニッカ株式会社

証券コード：8158

第75回
定時株主総会招集ご通知

日　　時　2022年６月22日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前９時）

場　　所　東京都中央区日本橋二丁目7番1号
東京日本橋タワー
ベルサール東京日本橋　5階
コンファレンスセンター

◎新型コロナウイルス感染防止への対応について
新型コロナウイルスの感染防止のため、株主の皆様の安全を第一に考え、下記のとおりご案内いたします。株主様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

・感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場はお控えいただき、事前に書面又はインターネット等により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。
・今回の株主総会につきましては、お土産のご用意はございません。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

決議事項　<会社提案>
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役６名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
<株主提案>
第４号議案　譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件
第５号議案　自己株式取得の件

「スマート行使」はこちらから
詳細は6頁をご参照ください

https://www.web54.net

■ 株主の皆様へ



代表取締役
社長執行役員　長洲 崇彦

企業理念

時代を先取りする積極的経営を旨とし、信用維持を第一に新しい価値の創造を通じて社会に貢献し、人々の文化生活の向上に資する商品、サービスの提供を図る。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに第75回定時株主総会の招集ご通知をお届けいたします。

株主総会の議案及び2021年度の事業概要につき、ご報告いたしますので、ご高覧のほどお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2022年６月

■ 目 次

▶株主の皆様へ …… 1
▶第75回定時株主総会招集ご通知 …… 2
▶株主総会参考書類 …… 7

第75回定時株主総会招集ご通知添付書類

▶事業報告
1．企業集団の現況に関する事項 …… 21
2．会社の株式に関する事項 …… 29
3．会社役員に関する事項 …… 30
4．会計監査人の状況 …… 35
5．会社の体制及び方針 …… 36

▶連結計算書類
連結貸借対照表 …… 40
連結損益計算書 …… 41
連結株主資本等変動計算書 …… 42

▶計算書類
貸借対照表 …… 43
損益計算書 …… 44
株主資本等変動計算書 …… 45

▶監査報告書
連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 …… 47
計算書類に係る会計監査人監査報告書 …… 49
監査役会監査報告書 …… 51

株　主　各　位

(証券コード　8158)
2022年６月３日

東京都中央区日本橋三丁目６番２号
ソーダニッカ株式会社
代表取締役
社長執行役員　長　洲　崇　彦

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2022年６月21日（火曜日）午後５時20分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

日　　時　2022年６月22日（水曜日）午前10時

場　　所　東京都中央区日本橋二丁目７番１号　東京日本橋タワー
ベルサール東京日本橋　５階コンファレンスセンター
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。)

目的事項

報告事項
１．第75期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第75期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

<会社提案>
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役６名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
<株主提案>
第４号議案　譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件
第５号議案　自己株式取得の件

以　上

◎新型コロナウイルス感染防止への対応について

新型コロナウイルスの感染防止のため、株主の皆様の安全を第一に考え、下記のとおりご案内いたします。株主様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

・感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場はお控えいただき、事前に書面又はインターネット等により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。
・本総会当日につきましては、お土産のご用意はありません。また、感染リスク低減のため、議事時間の短縮、座席間隔の拡大、検温やマスクの着用、アルコール消毒などを実施する予定です。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

◎本総会におきましては、**株主提案**がなされております。その内容は後記の株主総会参考書類に記載しておりますが、**取締役会としてはこれらの議案に反対しております。**

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会の議決権行使は書面またはインターネット等による方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。詳細につきましては４～６ページをご覧ください。

議決権行使書とインターネット等の双方で議決権行使をされた場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとさせていただきます。

また、インターネット等で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

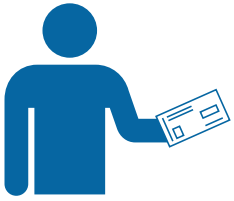
【インターネット上のウェブサイトでの開示について】

1. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご覧ください。なお、当該連結注記表及び個別注記表につきましては、監査役及び会計監査人が監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
2. 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト　https://www.sodanikka.co.jp

議決権行使についてのご案内

株主総会に当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会に当日ご出席されない場合



■書面（議決権行使書）による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

（詳細は５ページ「書面による議決権行使のご案内」をご参照ください。）

行使期限｜2022年６月21日（火曜日）午後５時20分 到着分まで



■インターネットによる議決権の行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）より、行使期限までに議決権をご行使ください。

（詳細は６ページ「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。）

行使期限｜2022年６月21日（火曜日）午後５時20分 入力分まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

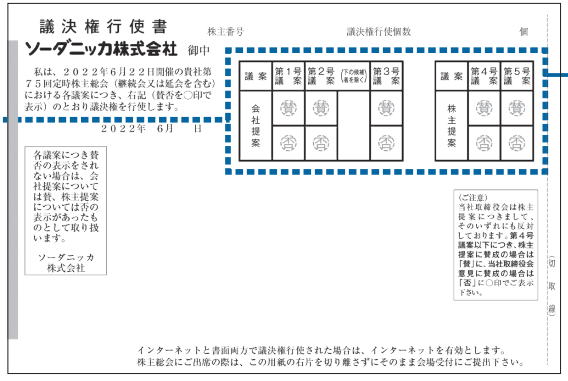
※詳しくは６ページ及び同封のご案内チラシをご覧ください。

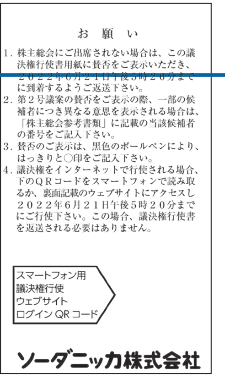
書面による議決権行使のご案内

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱います。

行使期限　2022年６月21日（火曜日）午後５時20分　到着分まで

議決権行使書用紙イメージ





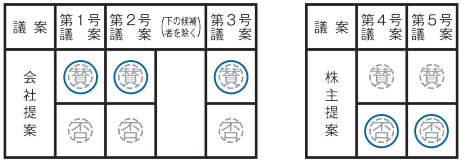
第４号議案及び第５号議案は株主様からのご提案です。取締役会としてはこれらの議案いずれにも**反対**しております。
詳細は**16頁以降**をご参照ください。

こちらを切り取ってご返送ください。

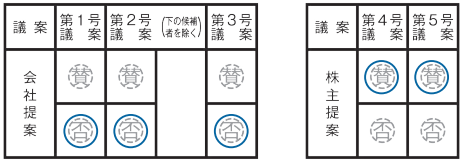
こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

▶ 賛成の場合：**「賛」**の欄に○印　　▶ 反対の場合：**「否」**の欄に○印

会社提案・取締役会の意見に **ご賛同いただける** 場合



会社提案・取締役会の意見に **反対される** 場合

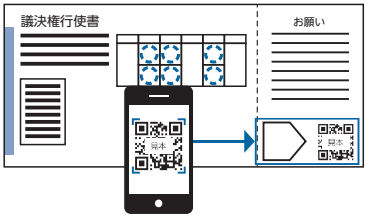


インターネット等による議決権行使のご案内

「スマート行使」による方法

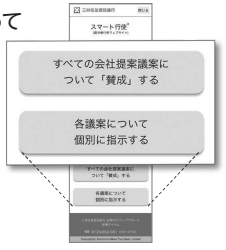
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に
記載のQRコードを読取ってください。



(注)「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記のPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
(注)QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

1 議決権行使ウェブサイトにアクセス



当社の指定する議決権ウェブサイト
https://www.web54.net

「次へすすむ」をクリック

2 ログイン



お手元の議決権行使書用紙に記載された**「議決権行使コード」**を入力し、**「ログイン」**をクリック

3 パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された**「パスワード」**を入力のうえ、実際に使用する新しいパスワードを設定し、**「登録」**をクリック

4 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
0120-652-031 フリーダイヤル
(受付時間 午前9時～午後9時)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について
機関投資家の皆様につきましては、予め申込みされた場合に限り、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案から第３号議案は、会社からの提案によるものであります。

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

（１）　変更案第17条第１項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

（２）　変更案第17条第２項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

（３）　株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。

（４）　上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第17条　（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したとみなすことができる。	（削除）

現 行 定 款	変 更 案
（新設）	第17条　（電子提供措置等） 　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
（新設）	（附則） 　定款第17条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年９月１日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 ２．前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 ３．本附則は、施行日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（６名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役６名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		会社における地位、担当及び重要な兼職の状況	取締役会への出席状況
1	再任	 長洲（ながす）　崇彦（たかひこ）	代表取締役 社長執行役員	100% (17回中17回出席)
2	再任	 細谷（ほそや）　巖（いわお）	取締役兼常務執行役員 営業全般担当 ソーダニッカビジネスサポート株式会社 代表取締役社長	100% (17回中17回出席)
3	新任	 目﨑（めざき）　龍二（りゅうじ）	常務執行役員 経理本部長兼次期中期経営計画策定・Go forward推進担当	―
4	再任 社外 独立	 池田（いけだ）　純（じゅん）	社外取締役 西松建設株式会社 社外取締役	94% (17回中16回出席)
5	再任 社外 独立	 渡（わたり）　祐二（ゆうじ）	社外取締役	94% (17回中16回出席)
6	再任 社外 独立	 古川（ふるかわ）　裕二（ゆうじ）	社外取締役 公益財団法人りそな中小企業振興財団 理事長 株式会社佐藤渡辺 社外取締役	100% (17回中17回出席)

当社の取締役会は、取締役候補者について、指名・報酬委員会に諮問のうえ、幅広い多様な人材の中からそれぞれの人格や見識等を考慮し、その役割と職責を全うできる適任者を候補者として選任するものとする。さらに社外取締役候補者については、会社法及び株式会社東京証券取引所の定める独立性に関する要件に加え、当社の経営に対し率直、活発で建設的に助言し監督できる高い見識と豊富な経験を重視するとともに、一般株主との間で利益相反が生ずる恐れがないと認められることを要件とする。

候補者番号 1

長洲　崇彦（ながす　たかひこ）

再任



生年月日
1957年12月22日生

当事業年度の取締役会への出席状況
100%（17回／17回）

所有する当社株式数
117,649株

取締役在任期間
12年０ヶ月

取締役候補者とした理由

長洲崇彦氏は、化学品事業、海外事業、経営企画、事業戦略などの幅広い分野で豊富な経験と実績を有し、当社経営者にふさわしい人格及び見識を兼ね備え、2012年５月より代表取締役としての職責を担っております。これらの経験及び見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年４月	当社入社
2005年４月	当社化学品第一部長
2010年６月	当社取締役兼執行役員 化学品営業本部副本部長
2011年４月	当社取締役兼執行役員 経営企画本部副本部長
2012年４月	当社取締役兼執行役員 経営企画本部副本部長 兼事業戦略部門海外グループ長
2012年５月	当社代表取締役社長
2018年４月	当社海外事業統括兼海外本部長
2021年６月	当社代表取締役 社長執行役員 （現在に至る）

候補者番号 2

細谷　巖（ほそや　いわお）

再任



生年月日
1961年２月10日生

当事業年度の取締役会への出席状況
100%（17回／17回）

所有する当社株式数
29,925株

取締役在任期間
３年０ヶ月

取締役候補者とした理由

細谷巖氏は、化学品事業、機能材事業、経営企画などの幅広い分野で豊富な経験と実績を有し、当社経営者にふさわしい人格及び見識を兼ね備え、2019年６月より取締役としての職責を担っております。これらの経験及び見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年４月	当社入社
2006年４月	当社紙パルプ部長
2011年４月	当社札幌支店長
2015年４月	当社経営企画室長
2015年６月	当社執行役員 経営企画室長
2017年４月	当社執行役員 営業統括本部長兼経営企画室長
2018年４月	当社常務執行役員　（現在に至る）
2019年４月	当社化学品セグメント長兼基礎化学品営業本部長兼Go forward全体統括兼支店担当
2019年６月	当社取締役　（現在に至る）
2020年４月	当社化学品本部長兼機能材本部長兼支店担当
2021年４月	当社化学品本部長兼営業全体統括担当
2022年４月	当社営業全般担当　（現在に至る）
2022年６月	ソーダニッカビジネスサポート株式会社 代表取締役社長　（現在に至る）

重要な兼職の状況

ソーダニッカビジネスサポート株式会社 代表取締役社長

候補者番号 3 **目崎 龍二**（めざき りゅうじ） 新任



生年月日
1963年７月８日生

当事業年度の取締役会への出席状況
－

所有する当社株式数
13,631株

取締役在任期間
－

取締役候補者とした理由

目﨑龍二氏は、化学品事業、経営企画などの幅広い分野で豊富な経験と実績を有し、当社経営者にふさわしい人格及び見識を兼ね備えております。これらの経験及び見識が当社の経営に活かせるものと判断し、取締役候補者といたしました。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年４月	当社入社
2011年４月	当社紙パルプ営業部長
2016年４月	当社大阪支店長
2019年４月	当社執行役員 経営企画室長兼ＩＲ担当
2020年４月	当社執行役員 経営企画本部長兼Go forward全体統括兼中期経営計画推進担当
2021年４月	当社常務執行役員（現在に至る） 経営企画本部長兼Go forward全体統括兼中期経営計画Go forward STAGE2推進担当
2022年４月	当社経理本部長兼次期中期経営計画策定・Go forward推進担当（現在に至る）

候補者番号 4 **池田 純**（いけだ じゅん） 再任 社外 独立



生年月日
1952年２月28日生

当事業年度の取締役会への出席状況
94%（16回／17回）

所有する当社株式数
０株

取締役在任期間
６年０ヶ月

社外取締役候補者とした理由及び期待する役割

池田純氏は、長年にわたり商社等の経営に携われており、経営者としての豊富な経験と実績を有し、当社の業務執行機関に対する監督機能を充実させること、及び当社の経営に外部の意見を採り入れることができるものと期待しております。同氏と当社との間の人的関係、取引関係、資本関係などにおける利害関係は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年４月	三菱商事株式会社入社
1998年12月	米国三菱商事本店 汎用化学品部長（ニューヨーク）
2003年５月	三菱商事株式会社 経営企画部兼事業開発部
2005年４月	同社 先端化学品本部長
2006年４月	同社 執行役員
2009年６月	三菱商事フードテック株式会社 代表取締役社長
2012年11月	三菱商事ライフサイエンス株式会社 代表取締役社長 興人ライフサイエンス株式会社 代表取締役社長
2016年６月	当社社外取締役（現在に至る） 西松建設株式会社 社外取締役（現在に至る）

重要な兼職の状況

西松建設株式会社 社外取締役

候補者番号 5 渡（わたり） 祐二（ゆうじ） 再任 社外 独立



生年月日
1951年８月15日生

当事業年度の取締役会への出席状況
94%（16回／17回）

所有する当社株式数
０株

取締役在任期間
３年０ヶ月

社外取締役候補者とした理由及び期待する役割

渡祐二氏は、長年にわたり製造会社の経営に携われており、経営者としての豊富な経験と実績を有し、当社の業務執行機関に対する監督機能を充実させること、及び当社の経営に外部の意見を採り入れることができるものと期待しております。また、同氏と当社との間の人的関係、取引関係、資本関係などにおける利害関係は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年４月　ライオン油脂株式会社
（現 ライオン株式会社）入社
2004年３月　ライオン株式会社 執行役員
ビューティーケア事業本部長
2007年３月　同社 執行役員
ハウスホールド事業本部統括部長
2008年３月　同社 執行役員 購買本部長
2010年１月　同社 上席執行役員 購買本部長
2011年３月　同社 取締役
2012年１月　同社 取締役 執行役員
2014年１月　同社 常務取締役 執行役員
2016年３月　同社 代表取締役 専務取締役 執行役員
2018年３月　同社 顧問
2019年６月　当社社外取締役
（現在に至る）

候補者番号 6 古川（ふるかわ） 裕二（ゆうじ） 再任 社外 独立



生年月日
1961年９月24日生

当事業年度の取締役会への出席状況
100%（17回／17回）

所有する当社株式数
０株

取締役在任期間
３年０ヶ月

社外取締役候補者とした理由及び期待する役割

古川裕二氏は、長年にわたり銀行の経営に携われており、経営者として豊富な経験と実績を有し、当社の業務執行機関に対する監督機能を充実させること、及び当社の経営に外部の意見を採り入れることができるものと期待しております。また、同氏と当社との間の人的関係、取引関係、資本関係などにおける利害関係は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年４月　株式会社協和銀行（現 株式会社りそな銀行）入行
2009年３月　株式会社りそな銀行 執行役員
2012年４月　同行 常務執行役員
2013年４月　同行 代表取締役副社長兼執行役員
2014年４月　同行 取締役兼執行役員
株式会社埼玉りそな銀行 執行役員
株式会社りそなホールディングス 代表執行役
2014年６月　同社 取締役兼代表執行役
2017年４月　りそな決済サービス株式会社 代表取締役社長
2017年６月　公益財団法人りそな中小企業振興財団 理事長
（現在に至る）
2019年６月　当社社外取締役
（現在に至る）
2020年６月　株式会社佐藤渡辺 社外取締役
（現在に至る）

重要な兼職の状況

公益財団法人りそな中小企業振興財団 理事長
株式会社佐藤渡辺 社外取締役

注）1．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．池田純、渡祐二、古川裕二の各氏は社外取締役候補者であります。
3．池田純氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって６年となります。
渡祐二、古川裕二の両氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって３年となります。
4．当社は、池田純、渡祐二、古川裕二の各氏と会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の責任を法令が定める額を限度として負担するものとする契約を締結しており、本議案において各氏が選任され就任した場合、当該契約を継続する予定です。
5．当社は、池田純、渡祐二、古川裕二の各氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。
6．当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。その保険料は全額当社が負担しており、取締役の職務執行に起因して保険契約期間中に損害賠償請求を受けた場合に生じた損害賠償金及び訴訟費用が上記保険契約により填補されます。なお、各候補者が取締役に選任された場合には、候補者全員を被保険者として、当該保険契約を更新する予定であります。

（ご参考）取締役のスキルマトリックス
・取締役の専門性と経験は、次のとおりです。

氏名	専門性と経験					
	企業経営・経営戦略	国際性	財務・会計・資本政策	人事・人材開発	法務・コンプライアンス・リスク管理	内部統制・ガバナンス
長洲崇彦	●	●	●	●	●	●
細谷巖	●					●
目﨑龍二	●		●			●
池田純	●	●			●	●
渡祐二	●			●	●	●
古川裕二	●		●	●		●

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役小柴邦彦氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査役候補者宮本隆博氏は監査役小柴邦彦氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任される監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者　**宮本（みやもと）　隆博（たかひろ）**　新任



生年月日
1962年２月14日生

当事業年度の取締役会への出席状況
100%（17回／17回）

当事業年度の監査役会への出席状況
－

所有する当社株式数
46,725株

監査役在任期間
－

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1985年４月	当社入社
2009年４月	当社広島支店長
2013年４月	当社執行役員 機能材本部長
2013年６月	当社取締役 （現在に至る）
2015年４月	当社機能材本部長兼支店管掌
2015年６月	当社常務執行役員
2016年４月	当社営業統括本部長兼営業全般管掌
2017年４月	当社国内営業全般統括 兼基礎化学品営業本部・スペシャリティケミカル営業本部・機能材営業本部担当
2018年６月	当社営業全般統括 兼基礎化学品営業本部・スペシャリティケミカル営業本部・機能材営業本部担当
2019年４月	当社機能材セグメント長 兼スペシャリティケミカル営業本部長
2020年４月	当社経理本部長
2022年４月	当社社長補佐 （現在に至る）

監査役候補者とした理由

宮本隆博氏は、財務、会計及び機能材事業などの幅広い分野で豊富な経験と実績を有し、当社監査役にふさわしい人格及び見識を兼ね備えております。当社は、監査役候補者の選定にあたり、これらの経験及び見識が当社の監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査役候補者といたしました。

(注) １．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．当社は、宮本隆博氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の責任を法令が定める額を限度として負担するものとする契約を締結する予定です。
３．当社は監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。その保険料は全額当社が負担しており、監査役の職務執行に起因して保険契約期間中に損害賠償請求を受けた場合に生じた損害賠償金及び訴訟費用が上記保険契約により填補されます。なお、宮本隆博氏が監査役に選任された場合には、当該保険契約の被保険者となります。

（ご参考）選任後の監査役会の構成(予定)

候補者	氏名		会社における地位及び重要な兼職の状況	当事業年度の取締役会／監査役会への出席状況
●	新任	 宮本（みやもと） 隆博（たかひろ）	取締役 社長補佐	取締役会 100% （17回中17回出席） 監査役会 －
－	社外 独立	 土屋（つちや） 洋泰（ひろやす）	社外監査役 監査法人まほろば 統括代表社員	取締役会 94% （17回中16回出席） 監査役会 100% （11回中11回出席）
－	社外 独立	 菊池（きくち） 眞（まこと）	社外監査役	取締役会 100% （17回中17回出席） 監査役会 100% （11回中11回出席）

（注）当社の監査役任期は４年であり、土屋洋泰氏は、2019年６月開催の第72回定時株主総会において選任され、就任しております。菊池眞氏は、2021年６月開催の第74回定時株主総会において選任され、就任しております。

第４号議案及び第５号議案は、株主様１名（以下「提案株主」といいます。）からの提案によるものであります。

なお、提案をうけた議案の要領及び提案の理由は、原文のまま記載しております。

第４号議案　譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件

（１）議案の要領

当社の取締役の報酬限度額は、2006年６月23日開催の第59回定時株主総会において、年額250百万円以内とすること、また、2019年６月25日開催の第72回定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式報酬の総額を年額30百万円以内とすることが承認されているが、今般、当社の取締役(社外取締役を含み、以下「対象取締役」という。)に対し、当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、上記譲渡制限付株式報酬枠に代えて、対象取締役に対し、新たに年額250百万円以内、付与株式数の上限373,000株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与することとする。譲渡制限期間は、付与から３年間とする。具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するが、業績連動型のインセンティブ制度として設計し、かつ、業績基準を満たす場合には累計で固定報酬の３倍相当の譲渡制限付株式を今後３年間で付与するよう設計するものとする。

（２）提案の理由

当社は、譲渡制限付き株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入していますが、その限度額が小さく、取締役と株主との価値共有が十分に図られているとは言えません。今般、取締役に対し本制度を導入するとともに、本制度の対象者を当社の全取締役(社外取締役を含む)とするのみならず、監査役、執行役員を含めた上位20名の当社経営幹部を対象とすべきと考えます。また、本制度の対象役職員に対し、累計で固定報酬又は給与の３倍相当の譲渡制限株式を今後３年間かけて付与することを提案いたします。経済産業省が2014年４月に発行し、その後継続的に改訂している「攻めの経営を捉す役員報酬」にも記載されている通り、株主目線での経営を促し、中長期の業績向上のためのインセンティブを与えるために、経営幹部に適切かつ効果的な株式報酬を付与することが望ましいと考えています。

当社取締役会の意見

反　対	当社取締役会としては、本議案に、以下の理由で**反対**いたします。

当社の取締役の報酬は、経営理念を実践する優秀な人材の登用・保持を可能とし、取締役に対して企業価値の持続的な向上を図るためのインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との価値共有を進めることのできる報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

従前、取締役の報酬限度額は、2006年６月23日開催の第59回定時株主総会において年額250百万円以内とご承認いただいておりましたが、2019年６月25日開催の第72回定時株主総会において取締役（社外取締役を除きます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入することをご承認いただきました。当社は、取締役の報酬に関する公正性を確保するために、取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役を委員長とし独立社外取締役を構成員の過半数とする指名・報酬委員会を設置し、同制度につきましては、適宜、環境の変化に応じて、指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとしております。

以上の経緯により、現在、当社の取締役の報酬は、役位・職責に応じて決定される固定報酬としての基本報酬、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めることを目的とした業績連動報酬、及び企業価値の持続的な向上へのインセンティブを与える譲渡制限付株式報酬により構成されております（なお、経営の監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみとしております。）。

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえた各報酬ウエイトとし、指名・報酬委員会において検討を行っております。取締役会は、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定しており、適宜、環境の変化に応じて、指名・報酬委員会の答申を踏まえて見直しを行うこととしております。

譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を参考に、固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬とのバランスを考慮して、上記目的を達するために十分かつ相当と認められる金額として年30百万円以内、譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社普通株式の数として年67,000株以内（株式の分割等が行われた場合には、この上限を合理的に調整できるものとされております。）とすることとし、2019年６月25日開催の第72回定時株主総会においてご承認いただいております。

このように、譲渡制限付株式報酬制度を含む当社の現在の報酬制度は、様々な事情を考慮したうえで決定されており、企業価値向上に向けたインセンティブとして十分に機能するとともに、取締役の報酬に関する公正性が確保され、株主の皆様との価値共有を進めることのできる妥当かつ適切な制度・規模であると考えております。

こうした報酬制度下において、譲渡制限付株式報酬制度の対象となる取締役に対する報酬額を年額総額250百万円以内（付与株式数の上限373,000株）とする旨の本株主提案は、固定報酬としての基本報酬や業績連動報酬とのバランスを欠き、当社の取締役報酬の基本方針から大きく乖離するものであり、会社規模、営業利益水準等の観点からも過大な報酬枠であると考えます。

また、本株主提案では、提案の理由の中で、社外取締役や監査役も含めた上位20名の経営幹部を譲渡制限付株式報酬制度の対象とすべき旨が記載されておりますが、社外取締役には取締役の職務執行を監督し取締役会による経営の監督機能を強化すること等が期待されており、また、監査役には取締役の職務執行の監査等が期待されていることから、当社は譲渡制限付株式報酬の対象には含めない方針としております。

以上の理由により、当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

第５号議案　自己株式取得の件

（１）議案の要領

会社法第156条第１項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から１年以内に、当社普通株式を、株式総数2,499,000株、取得価額の総額金1,674,330,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

（２）提案の理由

株主還元の拡充を図り、資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数(自己株式を除く)の約10%を自己株式として取得し、会社法第178条に基づき消却する施策を採用すべきと考えます。

当社取締役会の意見

反　対	当社取締役会としては、本議案に、以下の理由で**反対**いたします。

当社が主に取り扱う国内の無機薬品の市場は成熟市場であり、国内労働人口の減少や、経営の担い手不足等もあり、今後、業界における同業との提携や買収が発生する可能性があります。加えて当社の収益基盤の強化としてもM&A施策による合理化や収益力強化は必須と考えております。

このような事業環境のもと、当社は、収益基盤の徹底強化を経営の最重要課題の一つと位置付け、物流機能の拡張・整備や業務提携等により、ビジネスエリアの強化を進めシェアの更なる拡大を目指すとともに、将来の収益成長に向けて、製造・加工設備などの機能を強化し事業の付加価値を高め、新たな需要の獲得を目指してまいります。そのためには、積極的な成長投資が不可欠であり、成長投資の財源を確保することは当社にとって重要な課題であると認識しております。

また、当社は、財務政策としては、持続的成長のための積極投資に加えて、資本効率向上と財務健全性の確保と継続的かつ安定的な株主還元を行う基本方針のもと、配当や自己株式の取得等の還元策を講じていく考えです。

こうした考えのもと、当社は、これまでも10年以上連続して配当性向30%以上を確保してまいりましたが、2021年５月には中期経営計画の再構築として2022年度目標値を公表し、配当性向については従前の30%以上とするという目標から40%以上に引き上げ、その定常化を目指すことといたしました。

2021年度については業績が好調に推移したことに伴い普通配当を２円増配するとともに、政策保有株式の売却益を原資とする８円の特別配当を実施いたしました。この結果、１株当たりの配当額は2020年度の年間14円から10円増配の年間24円となっております。

また2021年５月には、中期経営計画の再構築と同時に株主の皆様への利益還元及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行のための取り組みとして政策保有株式の縮減とそれに伴う自己株式の取得も公表いたしました。その結果、2021年度においては総額約15億円の自己株式を取得しております。

このように、当社は中長期的な企業価値向上に向けて中期経営計画の機動的な見直しや自己株式の取得等の資本政策を実施していることから、本株主提案が求めるさらに大規模な自己株式の取得をその実施時期を定めて決議することは現時点では適切ではないと判断いたします。

以上の理由により、当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

以　上

1. 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による影響から世界経済が徐々に回復に向かう中、輸出の増加等を背景に持ち直しの動きがみられました。一方で期の終盤では、ロシア・ウクライナ情勢等による原材料価格の上昇や円安の進行が発生しており、今後も引き続き下振れリスクに注意を要する状況が続いております。

当社グループに関係の深い化学産業を中心とする国内製造業につきましては、生産回復の動きはみられたものの、断続的な感染症の蔓延や、半導体不足等の影響により、年度を通じて生産動向は一進一退の状況となりました。

このような環境のもと、当社グループにおきましては感染防止に充分に配慮のうえ、今後の社会・産業界の環境変化を見据え、業績の早期回復とビジネスモデルの変革に向けた各種取り組みを進めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高55,508百万円、営業利益1,252百万円（前期比60.4%増）、経常利益1,553百万円（同44.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,367百万円（同70.8%増）となりました。

なお、当社グループは、 2022年3月期の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、2022年3月期に係る売上高については、当該会計基準等を適用した後の数値となっており、対前期増減率は記載しておりません。

▶連結業績

	前　期 2021年３月期	当　期 2022年３月期	前　期　比
売上高	94,586百万円	55,508百万円	－％
営業利益	781	1,252	60.4
経常利益	1,072	1,553	44.8
親会社株主に帰属する当期純利益	800	1,367	70.8

セグメント別の概況は次のとおりであります。また、各セグメントに属する商品群及び主な構成要素を以下表に記載いたします。

▶ 各セグメントに属する商品群及び主な構成要素

セグメント	商品群等	主な構成要素
化学品事業	ソーダ関連薬品	か性ソーダ、塩酸等のソーダ工業に関する薬品
	その他の無機薬品	硫酸、アンモニア等のソーダ関連薬品以外の各種無機薬品
	有機薬品	溶剤、界面活性剤等の各種有機薬品
	その他	キレート剤、グラウト材料等、上記に属さない化学薬品
機能材事業	包装関連商品	フィルム、容器、包装関連機器等の包装に関連する各種商品
	合成樹脂関連商品	樹脂原料、添加剤、成型品等の合成樹脂に関する各種商品
	設備・工事・産業材料	汎用機械、生産用機械等の各種設備、付帯工事及びエレクトロニクス、建築向け等の産業材料
	その他	雑貨品等、上記に属さない工業用資材等
その他事業	連結子会社8社	ソーダニッカビジネスサポート株式会社 曹達日化商貿(上海)有限公司 PT.SODA NIKKA INDONESIA 株式会社日本包装 SODA NIKKA VIETNAM CO.,LTD. モリス株式会社 株式会社日進 有限会社野津善助商店
	賃貸収入	保有動産・不動産等の賃貸による収入

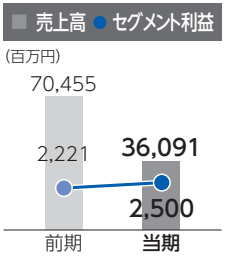
化学品事業

売上高36,091百万円、セグメント利益（営業利益）は前期に比べ12.5％増の2,500百万円となりました。セグメント利益への影響を基準とした、商品群別の取引推移等は以下のとおりであります。

ソーダ関連薬品は堅調に推移いたしました。主力のか性ソーダは、期の前半にかけて一部市況変動の影響を受けましたが、エレクトロニクス業界や素材産業における需要の増加及び稼働の回復により取引増加となりました。また炭酸ソーダは日用品業界における需要の拡大等により、塩酸は一時的な特別需要の発生により取引増加となりました。

その他の無機薬品は好調に推移いたしました。硫酸及びカルシウム化合物は製紙業界や化学業界の稼働の回復等により取引増加となりました。また鉄化合物及びチタン化合物は化粧品業界の需要回復により取引増加となりました。

有機薬品は好調に推移いたしました。フッ素系溶剤は販売競争激化により取引減少となりましたが、一方で酢酸及び誘導品は需給逼迫に対する代替供給により取引増加となりました。加えてシリコーン及び製紙用ラテックスは、原料高騰による単価変動及びシェア・需要の拡大等により取引増加となりました。



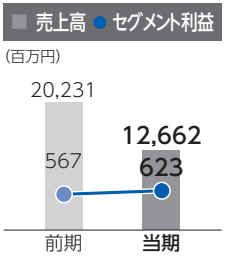
機能材事業

売上高は12,662百万円、セグメント利益（営業利益）は前期に比べ9.9％増の623百万円となりました。セグメント利益への影響を基準とした、商品群別の取引推移等は以下のとおりであります。

包装関連商品は好調に推移いたしました。ナイロンフィルムは中国における食品用途需要の拡大により輸出取引が増加となりました。また包装関連機器は食品業界向け及び海外向け案件の新規受注により取引増加となりました。

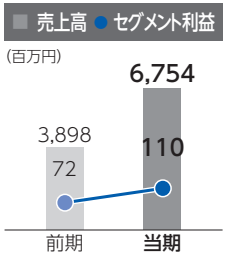
合成樹脂関連商品は好調に推移いたしました。ガラス長繊維は樹脂業界の稼働回復により、またその他の熱可塑性樹脂も医療用途向けの新規取引開始により取引増加となりました。

設備・工事・産業材料はやや低調に推移いたしました。排水処理装置はエレクトロニクス業界向けのメンテナンス案件の受注により取引増加となりましたが、機械器具設置工事及び排ガス処理装置は案件の減少により取引減少となりました。



その他事業

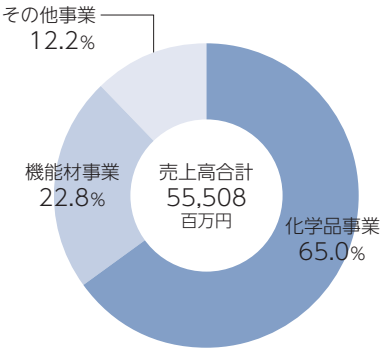
売上高は6,754百万円、セグメント利益（営業利益）は前期に比べ52.3%増の110百万円となりました。



▶事業別売上高

セグメント	売上高	前期比	構成比
化学品事業	36,091 百万円	－ %	65.0 %
機能材事業	12,662	－	22.8
その他事業	6,754	－	12.2
合計	55,508	－	100.0

(注) 2022年3月期の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、2022年3月期に係る売上高については、当該会計基準等を適用した後の数値となっており、対前期増減率は記載しておりません。



(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、社債及び新株式の発行による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2016年度より長期ビジョン「Go forward」を始動し、現在はその第二ステージとして2023年3月期までの4ヶ年計画である中期経営計画「Go forward STAGE2」に取り組み、持続的成長に向けた変革を推進しております。

【中期経営計画 目標とする経営指標】

	(2023年3月期) 目標値	2022年3月期 実績	2023年3月期 予想
親会社株主に帰属する当期純利益	1,200百万円	1,367百万円	1,200百万円
ROE	5.0%以上	5.3%	4.7%
配当性向	40.0%以上	40.8%	37.8%

目標とする経営指標については、1年前倒しで達成することができました。最終年度である2023年3月期においても、ロシア・ウクライナ情勢等に起因する不確実性はあるものの、最低限達成すべき指標として捉えており、引き続き各施策を推進し達成に向け邁進してまいります。

また、当社は東京証券取引所の市場再編に際し、プライム市場に移行することが当社の企業価値を向上させ、中長期的に持続可能な成長の実現に必須であるとの考えに基づき、プライム市場を選択いたしました。しかしながら、その上場維持基準には達していないため「プライム市場への上場維持基準の適合に向けた計画書」を提出しております。

【プライム市場上場維持基準充足状況】

	流通株式数	流通株式 時価総額	流通株式比率	1日平均 売買代金
上場維持基準	20,000単位	100億円	35%	0.2億円
当社の状況 (移行基準日時点)	○	不足	○	不足
当社の状況 (2022年3月末時点)	**○**	**不足**	**○**	**○**

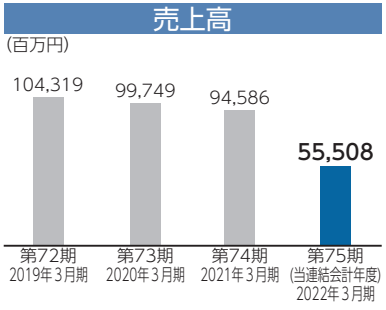
2023年3月期の充足を目指し、その計画書及び中期経営計画の諸施策を推し進めることに加え、サステナビリティに関する取り組みを推進するとともに、コーポレートガバナンスの充実・強化を図り、投資家様及び株主様との対話の機会を充実させ良好な関係づくりに努め、更なる企業価値の向上を目指してまいります。

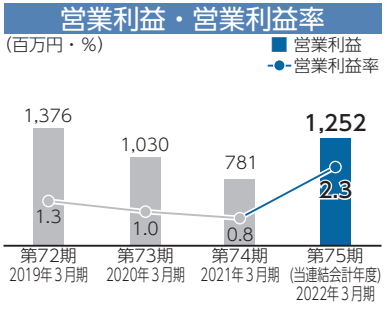
株主の皆様には、今後とも格別のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

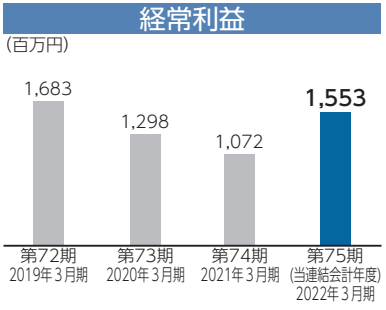
(5) 財産及び損益の状況の推移

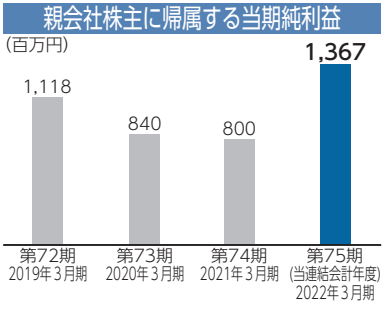
区分	第72期 2019年３月期	第73期 2020年３月期	第74期 2021年３月期	**第75期 (当連結会計年度) 2022年３月期**
売上高（百万円）	104,319	99,749	94,586	**55,508**
営業利益（百万円）	1,376	1,030	781	**1,252**
経常利益（百万円）	1,683	1,298	1,072	**1,553**
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	1,118	840	800	**1,367**
１株当たり当期純利益（円）	44.83	33.67	32.04	**58.84**
総資産（百万円）	63,001	58,467	61,436	**60,854**
純資産（百万円）	23,971	23,389	25,997	**25,229**
１株当たり純資産額（円）	961.12	936.51	1,039.55	**1,112.99**

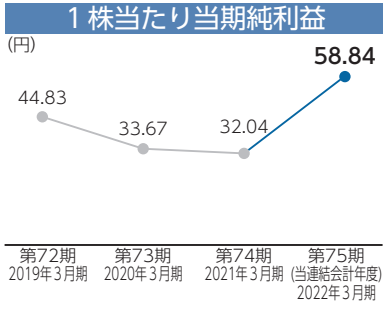
(注) 1. １株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、１株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式数を控除した株式数によっております。
2. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 2022年3月期の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、2022年3月期に係る売上高については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

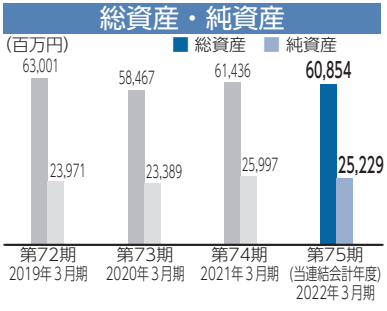












(6) 主要な事業内容

セグメント	主要商品群等
化学品事業	ソーダ製品、ソーダ二次製品、アンモニア系製品、その他無機薬品、塩素系・フッ素系・石油系溶剤、石油化学製品、有機ファインケミカル
機能材事業	合成樹脂原料、合成樹脂製品、ガラス繊維、包装資材製品、工事、機器、電子材料、産業用材料、資源リサイクル・処理剤
その他事業	連結子会社8社（ソーダニッカビジネスサポート株式会社、曹達日化商貿（上海）有限公司、PT. SODA NIKKA INDONESIA、株式会社日本包装、SODA NIKKA VIETNAM CO.,LTD.、モリス株式会社、株式会社日進、有限会社野津善助商店)、賃貸収入

(7) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ソーダニッカビジネスサポート株式会社	10 百万円	100 %	グループ会社の事務処理業務の受託、倉庫・運送業、化学工業薬品の販売
曹達日化商貿（上海）有限公司	300	100	化学工業薬品・合成樹脂等の販売
PT. SODA NIKKA INDONESIA	349	97	化学工業薬品・合成樹脂等の販売
株式会社日本包装	16	100	包装資材加工販売
SODA NIKKA VIETNAM CO.,LTD.	108	100	化学工業薬品・包装資材等の販売
モリス株式会社	10	100	海外進出企業のコンサルティング業務他
株式会社日進	30	100	包装資材・石油化学製品の加工及び販売、機器及び装置類の販売
有限会社野津善助商店	20	100	工業薬品、醸造資材器具の製造並びに販売、各種食料品の原料資材の販売

(注) 上記子会社は連結子会社であります。

(8) 主要な事業所

①当社　本社：東京都中央区
支社：関西支社
支店：北海道支店、仙台支店、名古屋支店、広島支店、四国支店、福岡支店
※2022年4月1日付で札幌支店及び高松支店は、北海道支店及び四国支店へ改称しております。

②子会社　ソーダニッカビジネスサポート株式会社（東京都中央区）
曹達日化商貿（上海）有限公司（中国　上海市）
PT. SODA NIKKA INDONESIA（インドネシア　ジャカルタ）
株式会社日本包装（岡山県岡山市）
SODA NIKKA VIETNAM CO.,LTD.（ベトナム　ホーチミン）
モリス株式会社（東京都中央区）
株式会社日進（愛知県名古屋市）
有限会社野津善助商店（島根県松江市）

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比較増減
381 名	48 名増

(注) 従業員数には、臨時従業員46名は含んでおりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比較増減	平均年令	平均勤続年数
279 名	10 名増	42.5 歳	16年９ヶ月

(注) 従業員数には、臨時従業員28名は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社りそな銀行	650 百万円
株式会社みずほ銀行	550
株式会社三井住友銀行	550
株式会社三菱UFJ銀行	500

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　100,000,000株

（2）発行済株式の総数　22,668,337株（自己株式数1,299,663株を除く。）

（3）株主数　7,106名（前期比246名減）

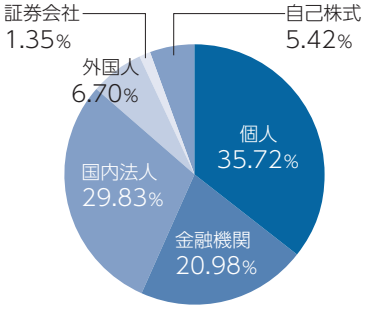
（内、議決権を有する株主数6,133名、前期比444名減）

（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,046 千株	9.02 %
ＡＧＣ株式会社	1,124	4.95
セントラル硝子株式会社	1,124	4.95
株式会社ＡＤＥＫＡ	972	4.28
株式会社りそな銀行	700	3.08
ソーダニッカ従業員持株会	578	2.55
株式会社三井住友銀行	550	2.42
株式会社みずほ銀行	500	2.20
株式会社大阪ソーダ	448	1.97
東ソー株式会社	416	1.83

（注）1.　持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2.　持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

▶所有者別株式分布状況



（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	交付者数	株式数
取締役（社外取締役を除く）	3 名	21,859 株

（注）当社の株式報酬の内容は、「3. 会社役員に関する事項（4）当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額」に記載しております。

3. 会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等

（2022年３月31日現在）

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	長洲　崇彦	
取締役兼常務執行役員	宮本　隆博	経理本部長
取締役兼常務執行役員	細谷　巖	化学品本部長兼営業全体統括担当
社外取締役	池田　純	西松建設株式会社 社外取締役
社外取締役	渡　祐二	
社外取締役	古川　裕二	公益財団法人りそな中小企業振興財団 理事長 株式会社佐藤渡辺 社外取締役
常勤監査役	小柴　邦彦	
社外監査役	土屋　洋泰	監査法人まほろば 統括代表社員
社外監査役	菊池　眞	

（注）1. 社外取締役池田純、渡祐二、古川裕二、社外監査役土屋洋泰、菊池眞の各氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 社外監査役土屋洋泰氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 2022年４月１日付で取締役の担当を次のとおり変更いたしました。

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	宮本　隆博	社長補佐
取締役兼常務執行役員	細谷　巖	営業全般担当

＜ご参考＞取締役兼務以外の執行役員は次のとおりであります。（2022年４月１日現在）

役　名	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
常務執行役員	松　尾　保　幸	関西支社長
常務執行役員	目　﨑　龍　二	経理本部長 兼次期中期経営計画策定・Go forward推進担当
執行役員	大　里　宗　久	機能材本部長兼インドネシア合弁事業担当
執行役員	戸　谷　　剛	管理本部長兼中期経営計画人事戦略担当 兼リスク管理・コンプライアンス・内部統制担当
執行役員	髙　橋　邦　倫	化学品本部長
執行役員	野々村　泰　雄	営業統括本部長 兼中期経営計画海外事業戦略担当
執行役員	岩　渕　　修	経営企画本部長兼野津善助商店担当 兼次期中期経営計画プロジェクト長

当社は、コーポレートガバナンスの更なる強化の観点から2022年4月1日より従来の雇用型執行役員制度を廃止し、委任型執行役員制度を導入しております。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び各監査役との間で、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の責任を法令が定める額を限度として負担するものとする契約を締結しております。

（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役及び執行役員を被保険者とした会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その保険料は全額当社が負担しており、被保険者の職務執行に起因して保険契約期間中に損害賠償請求を受けた場合に生じた損害賠償金及び争訟費用が上記保険契約により填補されます。

但し、故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。

（4）当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

①　取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針及び委任に関する事項

当社は、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会において諮問し、同委員会からの答申結果を踏まえ、2021年２月15日の取締役会において取締役の報酬等に関する方針を以下のとおり決議しております。なお、同委員会は、３名以上の取締役で構成し、その過半数は独立社外取締役としております。委員長は独立社外取締役から選定し、委員である社外取締役は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識があること等から、役員報酬に関して建設的な議論を行っております。

＜決定方針に関する事項＞

A.基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

B.報酬体系

当社の取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとしております。

ⅰ）基本報酬は、役員責任給及び役割給による月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら総合的な勘案のうえ決定した規程に基づき支給するものとし、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえて見直しを行っております。

ⅱ）業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する寄与度を斟酌し役員賞与として毎年一定時期に支給しております。その目標となる業績指標及びその値は、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえて見直しを行っております。なお、実績値については、「1.企業集団の現況に関する事項（5）財産及び損益の状況の推移」の営業利益をご参照ください。

ⅲ）非金銭報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主様との一層の価値共有を進めることを目的とした譲渡制限付株式報酬として支給しております。一定の無償取得事由に該当した場合は、取締役会決議に基づき割当株式を無償で取得するものとし、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえて見直しを行っております。

ⅳ）取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえた各報酬ウエイトとし、指名・報酬委員会において検討を行っております。取締役会は、同委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。

＜委任に関する事項＞

役員賞与（業績連動報酬）は取締役会の決議に基づき当社代表取締役社長執行役員長洲崇彦がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の担当業務の業績を踏まえた評価配分であります。この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであり、当該権限を適切に行使するため、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得たうえで、当該答申内容に従って決定しております。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役（社外取締役及び監査役を除く）の個人別の報酬等の決定にあたっては、同委員会が原案について、報酬等の決定方法及びその報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを含め、十分に多角的な検討が行われていることから同委員会の答申を尊重し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② **取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項**

支給対象	取締役	取締役 (社外取締役を除く)	監査役
報酬の種類	基本報酬・業績連動報酬 (賞与)	譲渡制限付株式報酬	固定報酬
株主総会決議	2006年６月23日 第59回定時株主総会	2019年６月25日 第72回定時株主総会	1985年６月27日 第38回定時株主総会
決議内容の概要	年額250百万円以内	年額30百万円以内 (普通株式：年67,000株以内)	月額３百万円以内
決議時点の役員の員数	取締役８名 (うち社外取締役０名)	取締役７名 (うち社外取締役３名)	監査役２名 (うち社外監査役０名)

③ **取締役及び監査役の報酬等の総額等**

役員区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）及び対象員数（名）					
		基本報酬		業績連動報酬(賞与)		非金銭報酬(株式報酬)	
		総額	対象員数	総額	対象員数	総額	対象員数
取締役	150	114	6	24	3	12	3
(うち社外取締役)	(36)	(36)	(3)	－	－	－	－
監査役	26	26	3	－	－	－	－
(うち社外監査役)	(14)	(14)	(2)	－	－	－	－
合計	177	141	9	24	3	12	3

(注) 1. 上記業績連動報酬（賞与）は、当事業年度中に費用処理した取締役に対する役員賞与引当金24百万円であります。
2. 上記非金銭報酬は、当事業年度中に費用処理した社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式の付与による報酬額12百万円であります。当該株式報酬の交付状況は、「2.会社の株式に関する事項（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。
3. 上記取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人部分給与は含まれておりません。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職に関する事項

社外取締役及び社外監査役の兼職の状況は「3. (1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、当社と各兼職先との間に記載すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動状況及び期待される役割に対して行った職務の概要
取締役	池田 純	17回中16回	—	当事業年度開催の取締役会17回中16回に出席しており、長年にわたる商社等の経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、積極的な発言を適宜いただいております。また、指名・報酬委員会の委員長を務め、当社役員の人事や報酬、役員規程の見直し等に係る審議に貢献していただいており、当社の更なるコーポレートガバナンスを強化する役割を果たしております。
取締役	渡 祐二	17回中16回	—	当事業年度開催の取締役会17回中16回に出席しており、長年にわたる製造会社の経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、積極的な発言を適宜いただいております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当社役員の人事や報酬、役員規程の見直し等に係る審議に貢献していただいており、当社の更なるコーポレートガバナンスを強化する役割を果たしております。
取締役	古川裕二	17回中17回	—	当事業年度開催の取締役会の全てに出席しており、長年にわたる銀行の経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、積極的な発言を適宜いただいております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当社役員の人事や報酬、役員規程の見直し等に係る審議に貢献していただいており、当社の更なるコーポレートガバナンスを強化する役割を果たしております。

区分	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動状況
監査役	土屋洋泰	17回中16回	11回中11回	当事業年度開催の取締役会17回中16回及び監査役会の全てに出席しており、主に公認会計士としての専門的見地に基づき、当社の経営に必要な発言を適宜行っております。
監査役	菊池 眞	17回中17回	11回中11回	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席しており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に必要な発言を適宜行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	35百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

(注) 1. 記載金額は単位未満を四捨五入して表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を次のとおり決議しております。
(最終改定　2015年５月12日)

1　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 全ての役職員が法令及び定款を遵守し、社会規範に則した行動を行うため、「ソーダニッカ行動規範」、「行動ガイドライン」、「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンス体制の整備に努める。
② 「コンプライアンス規程」に基づき、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置する。同委員会は、コンプライアンスに関する基本方針を策定し、コンプライアンスに関する教育、啓蒙活動を計画的かつ定期的に実施する。また、コンプライアンス委員会は取り組み状況を把握し、取締役会に報告する体制とする。
③ コンプライアンスに関する相談・連絡の窓口として、「内部通報窓口」を社内に設置し、情報の収集と改善に努め、通報を行った者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。
④ 業務執行の状況を把握しその改善を図るため、「内部監査規程」を定め、これに基づき業務執行部門から独立した内部監査部門（監査室）が内部監査を実施する体制とする。

2　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を適切に行うため、「文書管理規程」、「情報セキュリティ管理規程」等を定め、これに基づき情報を保存するものとし、管理水準の向上を図る。

3　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 事業活動に関連する様々なリスクに対処するため、「リスク管理総括規程」を定め、これに基づき事業継続のための体制を整備、構築する。
② 「リスク管理総括規程」に基づき、社長をリスク管理統括責任者とする「リスク管理委員会」を設置し、当社のリスク管理体制整備、教育、浸透を図る。また、リスク管理委員会は、当社の取り組み状況を把握し、取締役会に報告する。
③ 事業活動上の重大な事態が発生した場合には、リスク管理委員会が「緊急対策本部」を設置し、迅速な対応を行うことにより、損失、被害を最小限にとどめる体制を整える。

4　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会は、中期経営計画及び年度予算を定め、達成すべき目標を明確化し、その進捗状況の管理を行う。
② 取締役会は、原則として毎月１回開催し、経営の重要事項の意思決定及び取締役の業務執行状況の管理、監督を行う。

③ 業務執行における重要事項については、経営会議を原則として毎週１回開催し、審議を行い、業務執行の円滑な運営を行う体制とする。
④ 取締役会の決定に基づく職務執行は、「組織規程」、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき、責任と権限を明確にするとともに効率的に執行できる体制とする。
⑤ 取締役の監督機能と業務執行機能を分離するために執行役員制度を導入し、意思決定の迅速化と責任の明確化を推進する。

5 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び子会社の財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき有効かつ適切な内部統制の整備及び運用する体制を構築するとともに、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行うこととする。

6 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社と子会社が、相互に密接な連携のもとに経営を円滑に運営し、事業の発展を図るため、「関係会社管理規程」を定め、これに基づき子会社の経営状況等を管理する体制とする。
② 「関係会社管理規程」に基づき、子会社の管理基準を明確化することにより、子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制とする。
③ 子会社については、自主的経営を基本とするが、子会社の業績、財務状況等を定期的に当社に報告し、重要な案件は事前に当社の承認を得る体制とする。
④ コンプライアンス、リスク管理の基本となる「ソーダニッカ行動規範」、「行動ガイドライン」、「コンプライアンス規程」「リスク管理総括規程」については、子会社も適用範囲に含め規程を配付し、各子会社の状況に応じて必要な管理を行う体制とする。
⑤ 子会社における法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、「内部通報窓口」（ホットライン）を当社と子会社の共用のものとして設置し、通報を行った者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

7 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役の職務を補助すべき使用人を配置する必要が生じた場合、または監査役の求めがあった場合には、監査役と協議のうえ、内部監査部門等の使用人を監査役スタッフとして配置を行うものとする。
② 当該使用人は監査役スタッフ業務に関し、監査役の指揮命令下に置くものとする。当該使用人の人事については、監査役と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定するものとする。

8 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
② 監査役が経営会議その他社内会議に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体

制とするとともに、重要な議事録、稟議書は、都度監査役に回覧する。

③ 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第、直ちに当社の監査役に報告を行う。

④ 「内部通報窓口」（ホットライン）の担当部署は、内部通報の受付・対応状況について、定期的に当社監査役に報告を行う。

⑤ 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

9 その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、代表取締役社長執行役員及び会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催するものとする。

② 監査役は、必要に応じて、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他外部アドバイザーを任用できる。

③ 当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

(2)「内部統制システムに関する基本方針」の運用状況の概要

① コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンスに係るガイドライン及び諸規程を整備し、当社及び子会社に周知しています。当事業年度におきましては、コンプライアンス部門責任者によるコンプライアンス全体会議を１回開催し、当社「行動ガイドライン」に基づくコンプライアンス教育、啓蒙活動を実施のうえ、その実施状況を取締役会に報告しました。

② 情報保存管理体制

当社は、情報の保存及び管理を適切に行うため、取締役会等の議事録、稟議書、会計書類その他の業務執行に関する文書は、文書管理規程その他関連する規程に基づき、適切な保存期間を設定のうえ、適切に管理・保存しており、全ての取締役・監査役が必要に応じて閲覧できるようにしています。

③ リスク管理体制

当社は、当事業年度においてリスク管理委員会を７回開催し、リスク管理を着実に実行するため、リスク管理項目の見直し及び評価、対策の策定及び状況の確認等を実施のうえ、その実施状況を取締役会に報告しました。

④ 取締役の職務の執行について

当事業年度において取締役会を17回開催し、経営の重要事項の意思決定及び取締役の業務執行状況の管理・監督を行いました。経営会議は、原則として毎週１回開催し、取締役会付議事項の事前審議、経営上の重要な事項の審議・決議や重要な業務上の報告等を行いました。

⑤ 子会社経営管理について

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、定期的に子会社の経営状況・財務状況について報告を受

け、重要度に応じて事前に当社の取締役会の承認を受ける体制にしています。

⑥ **監査役の職務の執行について**

当事業年度において監査役会を11回開催し、取締役の業務執行を監査しました。各監査役は、取締役会をはじめ重要な会議へ出席し、経営会議付議事項や経営上の重要情報について、取締役・使用人からの報告や実地調査等により監査を行いました。また、各監査役は、内部監査部門（監査室）・会計監査人と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図りました。

(3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び子会社は、「ソーダニッカ行動規範」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な企業活動に圧力を加える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、不当な要求は断固拒絶することを基本方針として定めるとともに、「行動ガイドライン」、「関係法令の手引き」において、反社会的勢力排除に関する具体的な行動基準を定め、役職員がこの行動基準を遵守するよう、周知徹底に努めております。

(4) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針等については特に定めておりません。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

剰余金の配当につきましては、財務体質の充実強化を図りながら、業績の推移を見据えたうえで安定的な配当維持を基本としております。

内部留保金に関しましては、今後の事業拡大に伴う増加運転資金等に備えるものであり、将来的には収益の向上を通じて株主に還元できるものと考えております。

この基本方針に基づき、当期の業績及び財務内容等を総合的に勘案した結果、当期の期末配当金につきましては、１株につき普通配当８円に特別配当８円を加え、16円とさせていただきました。この結果、中間配当金８円を含めた年間配当金は24円となります。

(6) コーポレートガバナンス・コードの概要

当社のコーポレートガバナンス・コードに関する基本的な考え方は、経営の効率化、健全性の向上を目指し、透明性を確保していくことが最も重要であると認識しております。また、内部統制システムの実効的な運用によるコンプライアンス経営の強化と事業活動を通じた地球環境保護への取り組みにより、あらゆるステークホルダーの信頼に応え、企業価値の継続的な拡大を目指してまいります。

連結貸借対照表（2022年3月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**45,213**	**流動負債**	**31,877**
現金及び預金	7,482	支払手形及び買掛金	27,627
受取手形、売掛金及び契約資産	35,903	短期借入金	2,766
商品及び製品	1,266	未払法人税等	314
その他	674	契約負債	231
貸倒引当金	△112	賞与引当金	314
固定資産	**15,641**	役員賞与引当金	24
有形固定資産	**2,191**	その他	598
建物及び構築物	470	**固定負債**	**3,747**
車両運搬具	20	繰延税金負債	1,653
土地	1,360	再評価に係る繰延税金負債	187
その他	173	退職給付に係る負債	1,234
建設仮勘定	167	預り保証金	467
無形固定資産	**210**	その他	204
投資その他の資産	**13,239**	**負債合計**	**35,625**
投資有価証券	12,471	**純資産の部**	
繰延税金資産	36	**株主資本**	**19,841**
その他	745	資本金	3,762
貸倒引当金	△14	資本剰余金	3,116
		利益剰余金	13,892
		自己株式	△930
		その他の包括利益累計額	**5,388**
		その他有価証券評価差額金	5,174
		繰延ヘッジ損益	3
		土地再評価差額金	198
		為替換算調整勘定	69
		退職給付に係る調整累計額	△57
		純資産合計	**25,229**
資産合計	**60,854**	**負債及び純資産合計**	**60,854**

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	**55,508**
売上原価	**48,184**
売上総利益	**7,324**
販売費及び一般管理費	**6,071**
営業利益	**1,252**
営業外収益	**438**
受取利息	2
受取配当金	338
その他	97
営業外費用	**138**
支払利息	26
シンジケートローン手数料	90
その他	21
経常利益	**1,553**
特別利益	**411**
負ののれん発生益	90
投資有価証券売却益	321
特別損失	**55**
投資有価証券売却損	13
投資有価証券評価損	27
損害補償損失引当金繰入額	14
税金等調整前当期純利益	**1,909**
法人税、住民税及び事業税	548
法人税等調整額	△6
当期純利益	**1,367**
親会社株主に帰属する当期純利益	**1,367**

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日残高	3,762	3,148	13,562	△45	20,428
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△364		△364
親会社株主に帰属する当期純利益			1,367		1,367
自己株式の取得				△1,546	△1,546
自己株式の処分		2		16	19
自己株式の消却		△35	△609	644	−
土地再評価差額金の取崩			△63		△63
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	−	−	−	−	−
連結会計年度中の変動額合計	−	△32	330	△884	△587
2022年3月31日残高	3,762	3,116	13,892	△930	19,841

	その他の包括利益累計額						純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
2021年4月1日残高	5,469	6	134	11	△54	5,568	25,997
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当						−	△364
親会社株主に帰属する当期純利益						−	1,367
自己株式の取得							△1,546
自己株式の処分						−	19
自己株式の消却						−	−
土地再評価差額金の取崩							△63
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△294	△2	63	57	△3	△179	△179
連結会計年度中の変動額合計	△294	△2	63	57	△3	△179	△767
2022年3月31日残高	5,174	3	198	69	△57	5,388	25,229

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**42,964**	**流動負債**	**30,599**
現金及び預金	6,472	支払手形	299
受取手形、売掛金及び契約資産	35,010	買掛金	26,492
商品及び製品	923	短期借入金	2,500
前渡金	422	リース債務	1
その他	234	未払金	112
貸倒引当金	△100	未払費用	244
固定資産	**15,835**	未払法人税等	287
有形固定資産	**1,669**	契約負債	229
建物	182	預り金	23
構築物	131	賞与引当金	285
機械及び装置	85	役員賞与引当金	24
車両運搬具	0	その他	97
工具器具備品	51	**固定負債**	**3,369**
土地	1,042	リース債務	7
リース資産	8	繰延税金負債	1,679
建設仮勘定	167	再評価に係る繰延税金負債	187
無形固定資産	**206**	退職給付引当金	1,028
ソフトウェア	204	預り保証金	467
電話加入権	1	長期未払金	0
水道施設利用権	0	**負債合計**	**33,968**
投資その他の資産	**13,960**	**純資産の部**	
投資有価証券	12,341	**株主資本**	**19,466**
関係会社株式	702	資本金	3,762
関係会社出資金	310	資本剰余金	3,116
従業員長期貸付金	19	資本準備金	3,116
破産更生債権等	11	利益剰余金	13,518
敷金保証金	481	利益準備金	417
会員権	105	その他利益剰余金	13,100
その他	0	固定資産圧縮積立金	22
貸倒引当金	△13	別途積立金	2,700
		繰越利益剰余金	10,378
		自己株式	△930
		評価・換算差額等	**5,365**
		その他有価証券評価差額金	5,163
		繰延ヘッジ損益	3
		土地再評価差額金	198
		純資産合計	**24,831**
資産合計	**58,800**	**負債及び純資産合計**	**58,800**

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	**49,752**
売上原価	**43,300**
売上総利益	**6,451**
販売費及び一般管理費	**5,240**
営業利益	**1,211**
営業外収益	**421**
受取利息	5
受取配当金	341
その他	74
営業外費用	**133**
支払利息	22
シンジケートローン手数料	90
その他	21
経常利益	**1,499**
特別利益	**321**
投資有価証券売却益	321
特別損失	**91**
投資有価証券売却損	13
投資有価証券評価損	27
関係会社出資金評価損	36
損害補償損失引当金繰入金	14
税引前当期純利益	**1,728**
法人税、住民税及び事業税	513
法人税等調整額	8
当期純利益	**1,207**

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2021年4月1日残高	3,762	3,116	32	3,148
当期中の変動額				
圧縮積立金の取崩				－
剰余金の配当				－
当期純利益				－
自己株式の取得				－
自己株式の処分			2	2
自己株式の消却			△35	△35
土地再評価差額金の取崩				－
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）	－	－	－	－
当期中の変動額合計	－	－	△32	△32
2022年3月31日残高	3,762	3,116	－	3,116

	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
		固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
2021年4月1日残高	417	69	2,700	10,160	13,347	△45	20,213
当期中の変動額							
圧縮積立金の取崩		△47		47	－		－
剰余金の配当				△364	△364		△364
当期純利益				1,207	1,207		1,207
自己株式の取得					－	△1,546	△1,546
自己株式の処分					－	16	19
自己株式の消却				△609	△609	644	－
土地再評価差額金の取崩				△63	△63		△63
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－
当期中の変動額合計	－	△47	－	217	170	△884	△747
2022年3月31日残高	417	22	2,700	10,378	13,518	△930	19,466

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
2021年4月1日残高	5,464	6	134	5,605	25,819
当期中の変動額					
圧縮積立金の取崩				－	－
剰余金の配当				－	△364
当期純利益				－	1,207
自己株式の取得				－	△1,546
自己株式の処分				－	19
自己株式の消却				－	－
土地再評価差額金の取崩				－	△63
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）	△301	△2	63	△240	△240
当期中の変動額合計	△301	△2	63	△240	△987
2022年3月31日残高	5,163	3	198	5,365	24,831

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2022年５月９日

ソーダニッカ株式会社
取 締 役 会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 宮 原 さつき
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 栗 原　幸 夫

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ソーダニッカ株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソーダニッカ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。

監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2022年５月９日

ソーダニッカ株式会社
取 締 役 会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　宮 原 さつき
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　栗 原　幸 夫

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ソーダニッカ株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2021年４月１日から2022年３月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

一　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

二　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

三　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を監査業務の品質管理に関する諸法令・基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月9日

ソーダニッカ株式会社監査役会

常勤監査役　小柴邦彦　㊞

社外監査役　土屋洋泰　㊞

社外監査役　菊池眞　㊞

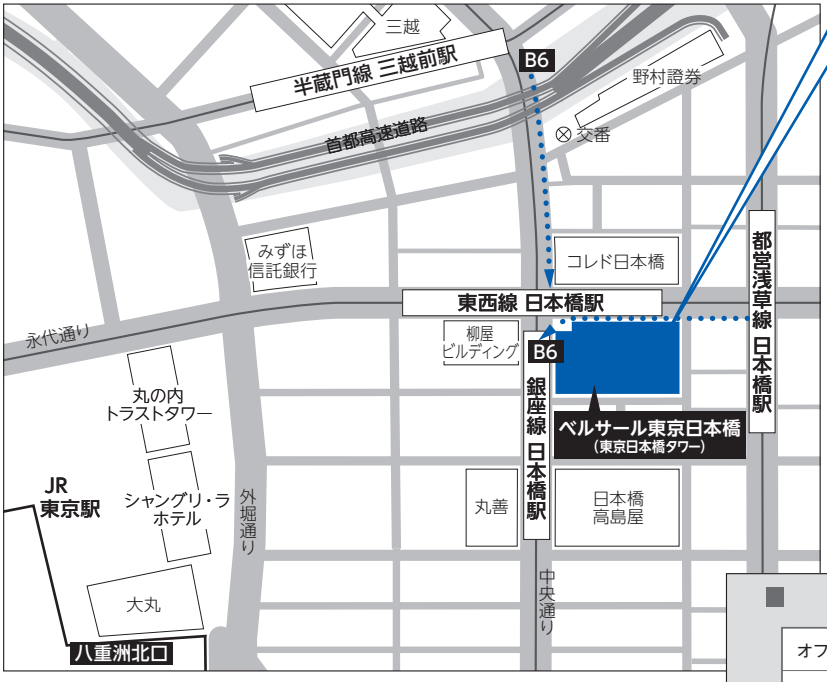
以　上

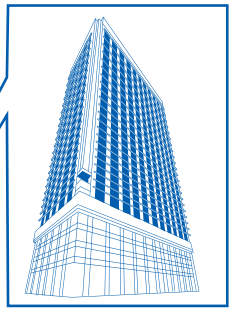
〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会 場：東京都中央区日本橋二丁目７番１号　東京日本橋タワー
ベルサール東京日本橋　５階コンファレンスセンター

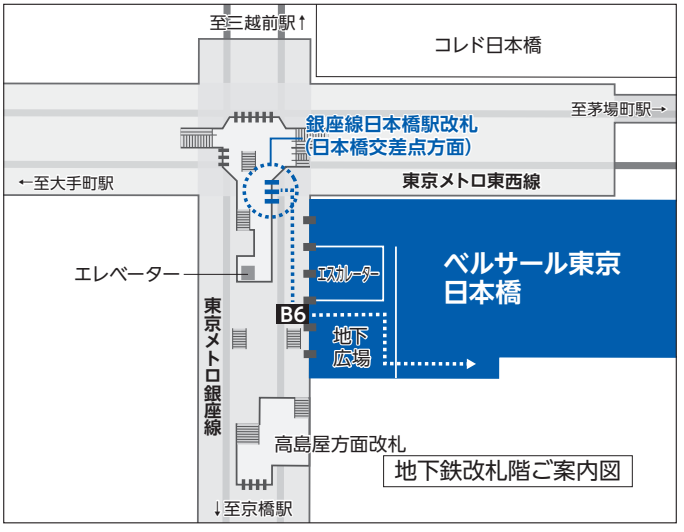




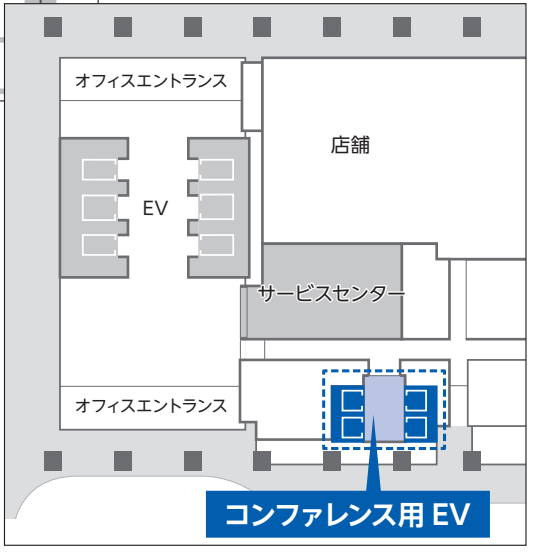
交通のご案内

●地下鉄
銀座線、東西線、浅草線
日本橋駅Ｂ６出口（駅直結）
半蔵門線　三越前駅Ｂ6出口より
徒歩3分

※会場へは地下1階のエレベーター
をご利用ください。



地下鉄改札階ご案内図



UD FONT

VEGETABLE OIL INK